

# 高知県南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 県は、南海トラフ地震臨時情報（以下「情報」という。）が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は対象外とする。

## (補助率及び補助対象経費等)

第3条 前条に規定する費用に関する補助事業、補助対象経費、補助限度額、補助率、対象期間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長からの協議により、災害の実情に即した救助を実施するために必要があると認めるときは、知事は、補助限度額及び対象期間を変更することができるものとする。

## (事業の着手)

第4条 市町村は情報の発表をもって、補助事業に着手し補助金を活用できるものとする。

## (補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式のとおりとする。

2 補助を受けようとする市町村は、情報発表日から3ヶ月以内または2月末日のいずれか早い日までに別記第1号様式に知事が別に定める書類を添付して、申請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市町村長からの協議により、やむを得ない事情があると認めるときは、知事は、申請期限の延長を行うものとする。ただし翌年度の申請については、翌年度において当事業の予算措置がなされる場合に限る。

4 交付申請は発表された情報に対し1回のみとする。

## (補助の条件)

第6条 補助金の交付目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこ

と。

- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

#### （補助金の交付の決定）

第7条 知事は第5条第1項に規定する補助金の交付申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

#### （補助金の実績報告）

第8条 補助金の実績報告については、第5条の規定による補助金の交付申請をもって代えるものとする。

#### （補助金の交付）

第9条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

#### （補助金の交付の決定の取り消し及び返還）

第10条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けた時。
- (3) 市町村の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

#### （検査等）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### （グリーン購入）

第12条 市町村は補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 2 号から第 5 条、第 10 条、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業	補助対象経費	補助限度額	補助率	対象期間 <sup>(※2)</sup>																
(1) 一般の避難所の設置・運営	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	原則として、避難者1人1日当たり330円以内 <sup>(※1)</sup>	定額	情報発表の日から7日間																
(2) 福祉避難所の設置・運営	一般の避難所の補助対象経費に加え、以下の経費を加算できる。 ・生活相談等に当たる職員等の配置経費(概ね10人に1人) ・高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ・日常生活支援のために必要な消耗器材費等		定額	情報発表の日から7日間																
(3) 事務費	(1)及び(2)の事業の事務に要した経費及び補助対象経費の精算の事務に要した経費とし、次に掲げるものに限る。 職員手当(時間外勤務手当)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託費	(1)(2)の事業の補助対象経費の合計額に以下の表の割合を乗じた額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象経費合計額の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円以下の部分の金額</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>6,000万円を超え1億円以下の部分の金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>1億を超え2億円以下の部分の金額</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>2億を超え3億円以下の部分の金額</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>3億を超え5億円以下の部分の金額</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>5億を超える部分の金額</td> <td>4/100</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費合計額の区分	割合	3,000万円以下の部分の金額	10/100	3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額	9/100	6,000万円を超え1億円以下の部分の金額	8/100	1億を超え2億円以下の部分の金額	7/100	2億を超え3億円以下の部分の金額	6/100	3億を超え5億円以下の部分の金額	5/100	5億を超える部分の金額	4/100	定額	情報発表の日から7日間
補助対象経費合計額の区分	割合																			
3,000万円以下の部分の金額	10/100																			
3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額	9/100																			
6,000万円を超え1億円以下の部分の金額	8/100																			
1億を超え2億円以下の部分の金額	7/100																			
2億を超え3億円以下の部分の金額	6/100																			
3億を超え5億円以下の部分の金額	5/100																			
5億を超える部分の金額	4/100																			

※1、2 補助限度額及び対象期間については、知事が変更を認めた場合はこの限りではない。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。